こども

まんなか

## 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の運営に係る基準について

- 令和8年度からの乳児等通園支援事業の給付制度化に伴い、運営基準を条例で定める必要があります。
- なお、当事業に係る認可基準(面積基準や保育士配置、給食提供等の設備及び運営に係る基準)は、令和6年度に子ども・ 子育て会議にて意見を聴取しており、すでに条例にて策定しております。
- 今回の運営基準を条例で定めるにあたっては、子ども・子育て会議における意見聴取は法令に義務付けられていませんが、 既に保育所などの運営の基準等を定めるにあたって実施していることを勘案して、当事業でも子ども・子育て会議で御意見を いただき、適切な基準を定めたいと考えています。

## 今回審議いただきたい事項

基準を定めるにあたり、<u>札幌市が「国基準に上乗せする事項」及び「国基準のまま定めることが妥当かどうか意見をいただきた</u> いと考える事項」について審議をお願いします。

### 【基本的な考え方】

- 札幌市が条例で定める運営基準は、国が示す基準を基本とし、国基準を下回る基準を定めないことを考えています。
- 2 保育の質を確保するために必要と判断される下記の項目は、国基準に上乗せした基準を定めることを考えています。

項目	国基準	札幌市(案)	上乗せ理由	
一般原則	_	特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。	保育所等に係る基準と同じ (札幌市暴力団の排除の推進に関する 条例(平成25年条例第6号)の基本理 念に基づくもの。)	

上記の項目以外については、国基準のまま定めることを考えています。

#### 議題

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の運営に係る基準について



## 【参考】運営基準の項目(内閣府令との比較)

内閣府令		○:国基準どおり ★:上乗せあり	内閣府令		○:国基準どおり ★:上乗せあり
第1条	趣旨	_	第18条	乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知	0
第2条	一般原則	★ (暴力団排除)	第19条	運営規程	0
第3条	利用定員	0	第20条	勤務体制の確保等	0
第4条	面談	0	第21条	利用定員の遵守	0
第5条	正当な理由のない提供拒否の禁止	0	第22条	掲示等	0
第6条	あっせん及び要請に対する協力	0	第23条	乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則	0
第7条	乳児等支援認定証に記載された事項の確認	0	第24条	虐待等の禁止	0
第8条	乳児等支援給付認定の申請に係る援助	0	第25条	秘密保持等	0
第9条	心身の状況等の把握	0	第26条	情報の提供等	0
第10条	特定教育・保育施設等との連携	0	第27条	利益供与等の禁止	0
第11条	特定乳児等通園支援の提供の記録	0	第28条	苦情解決	0
第12条	支払	0	第29条	地域との連携等	0
第13条	乳児等支援給付費の額に係る通知等	0	第30条	事故発生の防止及び発生時の対応	0
第14条	特定乳児等通園支援の取扱方針	0	第31条	会計の区分	0
第15条	特定乳児等通園支援に関する評価等	0	第32条	記録の整備等	0
第16条	相談及び援助	0	第33条	電磁的記録等	0
第17条	緊急時等の対応	0			